

横須賀美術館の市長部局への移管について【概要】

1 方向性

横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことが、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられる。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、美術館を市長部局に移管する。

2 市長部局へ移管することで期待できること

- (1) 他部課や民間企業との、よりスムーズな事業連携
- (2) 美術館の価値や市民の愛着・誇りの向上
- (3) 交流人口の増加・促進

3 教育機能を低下させないための対応策

- (1) 登録博物館のまま市長部局へ移管する。(学芸員の設置も必須)
- (2) 美術館の管理運営に関する規則を制定する際は、教育委員会と協議する。
(地教行法第33条第3項)
- (3) 教育活動と密接な関連を有するものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴く。(社会教育法第8条の2)
- (4) 教育委員会は、美術館の事務について市長に意見を述べるができる。
(社会教育法第8条の3)
- (5) 社会教育委員会議における事業報告を継続する。
- (6) 美術館運営評価委員会での事業計画の報告及び評価を継続する。
- (7) 総合教育会議(市長・教育委員会の協議の場)を活用する。
- (8) 教育振興基本計画に美術館に関する施策を位置付ける。

※ 詳細は、別冊(16ページ～)参照